

【学士課程学生】特別授業料減免制度申請 について(2次申請、追加申請)

いいね! 0

シェア

ツイート

 学費・奨学金・助成 RSS

公開日: 2020.05.25

【2019(令和元)年度以前に入学した学士課程在学生向けの授業料減免申請について】

<日本人学生・留学生>

2次申請受付期間は、以下の期間となりました。1次申請書類提出者は、必要書類を整えて、期限内に学生支援課に郵送にて提出してください。封筒には「学士授業料減免2次申請書類在中」と朱書して送付してください。

特別授業料減免制度2次申請: 2020年7月1日(水)~7月10日(金)

https://www.titech.ac.jp/enrolled/tuition/special_exemption.html

<留学生>

新型コロナウイルス感染拡大を事由として家計状況が困窮した留学生を対象に、特別授業料減免制度の追加申請受付を以下の日程で行います。該当される方は「[特別授業料減免制度](#)」のページにて申請案内等を確認の上、申請してください。

新型コロナウイルス感染症による家計急変に伴う授業料減免申請(追加申請)

《一次書類提出期間》2020年6月1日(月)~6月12日(金)

《二次書類提出期間》2020年7月1日(水)~7月10日(金)

申請案内は[こちら](#)。

※6/21までお問い合わせはメールでのみ受け付けております。

⇒ [学生関係窓口の閉室期間再延長について](#)

※お問い合わせの際は、メール本文に、学籍番号及び氏名を必ず明記してください。

※職員は原則出勤停止であるため、通常よりもメール・郵送対応に時間を要しております。あらかじめご了承ください。